

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月28日
【会社名】	株式会社トーメンデバイス
【英訳名】	TOMEN DEVICES CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 妻木 一郎
【本店の所在の場所】	東京都中央区晴海一丁目8番12号
【電話番号】	03(3536)9150(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 原 英記
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区晴海一丁目8番12号
【電話番号】	03(3536)9150(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 原 英記
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成28年6月24日開催の当社第25回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

< 会社提案 (第 1 号議案から第 3 号議案まで) >

第 1 号議案 剰余金処分の件

期末配当金を当社普通株式 1 株につき金50円とする。

第 2 号議案 取締役 8 名選任の件

取締役として、妻木 一郎、小井戸 信夫、徐 弘範、松本 和幸、青木 厚、松崎 英治、稲津 雅弘及び本田 敦子を選任する。

第 3 号議案 監査役 1 名選任の件

監査役として、山田 順を選任する。

< 株主提案 (第 4 号議案から第14号議案まで) >

第 4 号議案 定款一部変更の件

「当社は、一株純資産を下回る価格を基準とする当社株式の公開買付けに対し、賛同及び応募推奨をしてはならない。」という条項を、定款に記載する。

第 5 号議案 自己株式取得の件

本株主総会終結の時から 1 年以内に当社普通株式を、株式総数263,000株、取得価額の総額 5 億円 (ただし、分配可能額の範囲内) を限度として、金銭の交付を持って取得することとする。

第 6 号議案 剰余金の処分の件

第25期事業年度 (平成27年4月1日から平成28年3月31日) に係る期末配当については、以下のとおりとする。

(1) 配当財産の種類 金銭

(2) 配当財産の割当に関する事項及び総額

当社普通株式1株につき金80円 (配当総額544,124,960円)

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月30日

第 7 号議案 定款一部変更の件 (役員報酬の個別開示)

「毎年、事業報告及び有価証券報告書において、執行役と取締役の報酬については、個別に報酬額、内容について開示し、かつ個別に全ての報酬を日本円ベースで金銭評価し開示することを義務付ける。」という条項を、定款に規定する。

第 8 号議案 独立取締役 1 名選任の件

江間賢二氏を、当社の独立社外取締役に選任する。

第 9 号議案 定款一部変更の件 (「伊藤レポート」株主資本利益率 8 % 目標への対応に関する情報開示)

「経済産業省「伊藤レポート」で定められた株主資本利益率 (ROE) 目標への対応について、当社の方針を開示しなくてはならない。」という条項を定款に規定する。

第10号議案 定款一部変更の件 (取締役報酬と株式価値との連動性についての特別調査委員会の設置)

「取締役報酬と当社の株式価値との連動性についての特別調査委員会を設置する。」という条項を、定款に規定する。

第11号議案 定款一部変更の件 (1 株あたり純資産を下回る株価が 6 ヶ月以上継続した場合の情報開示)

「一株あたり純資産を下回る株価が 6 ヶ月以上継続する場合には、かかる現状が異常事態であるということと、その抜本的解決のための解決策について、株主に開示しなければならない。」という条項を、定款に規定する。

第12号議案 定款一部変更の件 (株主との対話に関する規定)

「当社は、株主との対話に関する規定を設け、株主に開示しなくてはならない。」という条項を、定款に規定する。

第13号議案 定款一部変更の件 (取締役会議長と最高経営責任者の分離)

「取締役会の議長と最高経営責任者が、兼任することを原則として禁止し、取締役会議長は社外取締役がならなくてはならない。兼任を認める特別の場合の例外については、株主総会招集通知または参

考書類において、かかる兼任が株主にとって最大利益であることを説明する株主への開示を書面で必要とし、代わりに指導的社外取締役を指名しなくてはならない。指導的社外取締役の役割については、取締役会で定めて株主に開示する。」という条項を、定款に規定する。

第14号議案 稲津雅弘取締役解任の件
稲津雅弘取締役を解任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	決議の結果 （賛成の割合） （注）3
第1号議案	55,964	2,141	0	可決(95.3%)
第2号議案				
妻木 一郎	57,321	784	0	可決(97.6%)
小井戸 信夫	57,330	775	0	可決(97.6%)
徐 弘範	57,324	781	0	可決(97.6%)
松本 和幸	57,329	776	0	可決(97.6%)
青木 厚	57,645	460	0	可決(98.1%)
松崎 英治	57,644	461	0	可決(98.1%)
稲津 雅弘	57,443	662	0	可決(97.8%)
本田 敦子	57,670	435	0	可決(98.2%)
第3号議案				
山田 順	57,718	386	0	可決(98.3%)
第4号議案	1,931	56,166	0	否決(3.3%)
第5号議案	2,223	55,875	0	否決(3.8%)
第6号議案	3,214	54,883	0	否決(5.5%)
第7号議案	2,159	55,939	0	否決(3.7%)
第8号議案				
江間 賢二	1,800	56,297	0	否決(3.1%)
第9号議案	1,840	56,258	0	否決(3.1%)
第10号議案	1,694	56,404	0	否決(2.9%)
第11号議案	1,748	56,350	0	否決(3.0%)
第12号議案	1,851	56,247	0	否決(3.2%)
第13号議案	2,111	55,987	0	否決(3.6%)
第14号議案				
稲津 雅弘	1,785	56,313	0	否決(3.0%)

- (注) 1. 各議案の賛成数、反対数及び棄権数は、本総会前日までの事前行使分に当日出席の一部株主から賛否に関して確認できたものを加算しています。
2. 各議案の賛成率は、出席株主の議決権数（本総会前日までの事前行使分と当日出席分の一部を合計したものを）を分母とし、本総会前日までの事前行使分に当日出席の一部株主から賛成が確認できた分を加算したものを分子として算出しています。
3. 各議案の可決要件は次のとおりです。
- ・第1号議案、第5号議案及び第6号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。
 - ・第4号議案、第7号議案、第9号議案、第10号議案、第11号議案、第12号議案、第13号議案及び第14号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の三分の二以上の賛成です。
 - ・第2号議案、第3号議案及び第8号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主の賛成、反対及び棄権に係る一部の議決権数は加算していません。

また、株主提案については、本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、可決要件を満たさないことが確定し、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主の賛成、反対及び棄権に係る一部の議決権数は加算していません。

以 上